

令和3年10月21日

公益財団法人神奈川県老人クラブ連合会  
理事長 樋口 恢作 様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長  
神 奈 川 県 知 事 黒 岩 祐 治  
( 公 印 省 略 )

### 基本的対策徹底期間に係る協力のお願いについて

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別のご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

10月20日、県は、リバウンド防止措置期間において実施してきた飲食店等に対する時短要請を10月25日から解除することとしました。

また、本県では首都圏1都3県で協調し、10月25日から11月30日までを、基本的対策徹底期間と位置づけ、基本的な感染防止対策を徹底することとしました。

飲食店の利用やイベント開催については、別添「第46回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料」のとおりですので、貴団体におかれましても趣旨をご理解のうえ、引き続き、感染リスクの回避に向けた取組をお願いします。

なお、次のサイトで老人クラブの活動の再開、継続に向けたリーダー・主催者の皆さんに役立つ情報をまとめておりますのでご活用ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/documents/roujinclub.html>

### 別添

- 1 知事メッセージ（令和3年10月20日）
- 2 第46回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針（令和3年10月20日改定）
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針（令和3年10月20日改定）

問合せ先  
福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課  
高齢福祉グループ 春川、長沼  
電話 045-210-4846（直通）

## 知事メッセージ

これまでの継続的な取組みにより、新型コロナウイルスの感染状況は大きく改善し、ステージⅡの水準まで下がりました。この間の県民、事業者の皆さんのご協力に、深く感謝いたします。

こうした状況を受け、本県では、昨年12月から継続してきた、特措法に基づく時短要請などを、10月24日をもって解除します。

このように感染状況は大きく改善し、制限も緩和されますが、新型コロナウイルスが消滅したわけではありません。コロナとの共存を図りながら日常生活を取り戻し、経済活動を再開していくためには、県民、事業者の皆さんのが、基本的な感染防止対策に主体的に取り組み、生活の中に定着させていくことが重要です。

そこで、10月25日から11月30日までを基本的対策徹底期間として、以下の感染防止対策を徹底していただくようお願いします。

### (県民・事業者の皆さんへ)

- ・ M(マスク)・A(アルコール消毒)・S(遮蔽とショートタイム)・K(距離と換気、冬は加湿)の基本的な感染防止対策を継続しましょう。
- ・ 外食する際は、マスク飲食実施店の認証店を選び、一組(1テーブル)4人または同居家族、2時間を目安としましょう。
- ・ 今後、感染が再拡大した際には、マスク飲食実施店とそうでない店で、要請内容に差をつけることもありますので、認証申請していない店舗は、早めに申請しましょう。

県は今後、「かながわPay」アプリを通じた買い物に対して、ポイント還元を行う事業を開始するほか、商店街等が実施するプレミアム商品券発行事業を支援するなど、地域における消費を喚起する事業を進めます。また、県民限定で県内旅行の割引を行う「かながわ県民割」の再開に向けて、参加する事業者の募集を開始します。

あわせて、感染の第6波に備えて、医療提供体制の充実にも、引き続きしっかりと取り組んでいきます。

今後、感染の再拡大を招かないためにも、みんなで基本的な感染防止対策を徹底しましょう。

令和3年10月20日

神奈川県知事 黒岩 祐治



# リバウンド防止措置期間後 における 県の取組みについて

令和3年10月20日

# 基本的対策徹底期間の概要

10月25日（月）～11月30日（火）

12月1日～

県民向け	<ul style="list-style-type: none"><li>●マスク飲食、MASKなど基本的な感染防止対策の徹底を働きかけ</li></ul>
事業者向け	<ul style="list-style-type: none"><li>●感染防止対策の徹底を働きかけ</li><li>●マスク飲食実施店認証制度の取組みを継続</li><li>●1組（テーブル）4人以内または同居家族、2時間を目安とするよう働きかけ</li><li>●ガイドライン遵守の働きかけ</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>●入場整理など感染防止対策の徹底を働きかけ</li><li>●ガイドライン遵守の働きかけ</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>●10月31日まで 以下の【収容率】、【上限人数】のいずれか小さいほう <b>【収容率】</b>大声無:100%以内／大声有:50%以内 　<small>（大声無）クラシック音楽、演劇等　（大声有）ロックコンサート、スポーツイベント等</small></li><li>●11月1日から 上記のうち、10,000人の人数上限を撤廃。なお、1月31日までは事前販売について、上限1万人とするよう働きかけ</li><li>●ガイドライン遵守の働きかけ</li></ul>

感染状況

に応じた検討

# 県民に対して

現在(～10月24日)	10月25日～
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 外出する際は、「人混みは危険」という意識を持って、混雑している場所や時間を避けて少人数で慎重な行動を</li><li>・特に21時以降の外出自粛(法第24条第9項)</li><li>○ 企業における在宅勤務等の進捗状況を踏まえた、柔軟な働き方への対応</li><li>○ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請(法第24条第9項)</li><li>○ 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)やホームパーティー等をしない</li><li>○ 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kを含む基本的感染防止対策等の徹底、都道府県間の移動の際の基本的な感染防止対策の徹底</li><li>○ 感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底</li></ul>	<p>次の事項への協力を依頼(法によらない働きかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 外出の際は、昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底</li><li>○ 在宅勤務、時差出勤などの実施</li><li>○ マスク飲食実施店等、感染防止対策が図られた店舗の利用</li><li>○ 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避け、マスクなしの会話など感染リスクが高まる「5つの場面※」の回避。特に、会食の際は、大人数は避け、短時間とする。(1組(テーブル)4人以内または同居家族、2時間を目安)</li></ul> <p>※①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり</p>

# 飲食店・大規模集客施設等に対して

	現在(～10月24日)	10月25日～																
飲 食 店 等	○営業時間の短縮(法第24条9項) <table border="1" data-bbox="99 313 1035 640"> <thead> <tr> <th></th><th>マスク飲食実施店の認証店※</th><th>認証申請中</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業時間</td><td>5時～21時</td><td>5時～20時</td><td>5時～20時</td></tr> <tr> <td>酒類提供</td><td>11時～20時</td><td>11時～19時30分</td><td>禁止</td></tr> <tr> <td>人数制限</td><td colspan="3">1組4人以内 または 同居家族</td></tr> </tbody> </table> <p>※現地確認の結果、認証条件を満たしていることを確認できた店舗を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○飲食を主として業とする店舗におけるカラオケ設備の提供停止の要請(法第24条第9項)</li> <li>○感染防止対策の要請(法第24条第9項)</li> <li>○ガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</li> </ul>		マスク飲食実施店の認証店※	認証申請中	その他	営業時間	5時～21時	5時～20時	5時～20時	酒類提供	11時～20時	11時～19時30分	禁止	人数制限	1組4人以内 または 同居家族			次の事項への協力を依頼(法によらない働きかけ) <ul style="list-style-type: none"> <li>○マスク飲食実施店認証制度の取組みを継続</li> <li>○1組(テーブル)4人以内または同居家族、2時間を目安</li> <li>○感染防止対策の徹底</li> <li>○ガイドラインの遵守</li> </ul>
	マスク飲食実施店の認証店※	認証申請中	その他															
営業時間	5時～21時	5時～20時	5時～20時															
酒類提供	11時～20時	11時～19時30分	禁止															
人数制限	1組4人以内 または 同居家族																	
○5時から21時までの営業時間の働きかけ	次の事項への協力を依頼(法によらない働きかけ)																	
○感染防止対策の要請(法第24条9項) ※デパ地下	○入場整理など感染防止対策の徹底																	
○酒類提供自粛要請(持ち込み含む)の働きかけ	○ガイドラインの遵守																	

# イベントに対して

現在( ~ 10月31日 )

11月1日~



- 人数上限と収容率要件のいずれか小さい方

収容率		人数上限
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	
・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等	5,000人 又は 収容定員50%以内 (≤10,000人) のいずれか大きい方
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

- イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

- 入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ

- 5時～21時までの営業時間短縮要請(法第24条第9項) ❌

- 酒類提供自粛(持ち込み含む)の働きかけ ❌

※10月24日までの措置

- 令和4年1月末までの大規模イベントの事前販売分について、上限1万人とすることを働きかけ  
(追加販売については、感染状況に応じて事前相談の中で対応)

- 人数上限と収容率要件の協力を依頼(法によらない働きかけ)

- 人数上限と収容率要件のいずれか小さい方

収容率		人数上限
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	
・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

- ガイドラインの遵守

- 入場者の感染防止のための整理誘導

# その他

## 事業者全般に対する働きかけ

- 在宅勤務等の推進
- 業種別ガイドラインの遵守
- 感染リスクが高い「5つの場面」の回避

## 県機関における対応

- 県民利用施設は、基本的な感染防止対策を徹底した上で、運営する。
- 県立高校等は、基本的な感染防止対策を徹底しながら、通常の教育活動を実施。ただし、時差通学を継続。
- 県立特別支援学校は、基本的な感染防止対策を徹底しながら、時差通学及び短縮授業を継続。

# 社会経済活動の促進 に向けた取組みについて

# キャッシュレス・消費喚起事業の開始

(産業労働局)

## 【概要】

- 県内の加盟店で、キャンペーン専用アプリ「かながわPay」を通じてQRコード決済サービスで代金を支払った際、決済額の最大20%の金額に相当するポイントを消費者に還元する消費喚起事業  
(中小企業及び小規模事業者: 20%、大企業: 10%)
- ポイントの付与上限は、一人10,000ポイント (1ポイント = 1円)
- 消費喚起のみならず、**完全非接触型決済であるQRコード決済を普及**させる目的もあり、**加盟店は取組書登録店舗に限定**しているため、**感染防止対策に資する事業**である
- リバウンド防止措置期間終了後の10月25日から、ポイント付与を開始**

## 【対象者】

- 県内在住、在勤、在学に限らず、どなたでも参加可能
- 「かながわPay」アプリと、対象QRコード決済サービス (※) のアプリをダウンロードする必要がある

## 【利用可能店舗】

- 県の感染防止対策取組書を掲示している県内所在の加盟店、約11,000店舗
- 貯まったポイントは加盟店で利用可能



## 【スケジュール】

※感染拡大期には、県の指示により2日間程度で事業中断可能

10月	11月	12月	1月	2月	3月

ポイント付与期間 10/25(月) ~ 1/31(月)

ポイント利用期間 ポイント付与時点～2/28(月)

\* 支払い日から数えて8日目にポイント付与

精算期間  
・3月末店舗入金  
・県への報告完了



# 商店街等プレミアム商品券支援事業の開始

(産業労働局)

## 【概要】

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等の活性化及び地域における消費を喚起するため、商店街団体等が実施するプレミアム商品券発行事業を支援
- ▶ 補助金額の上限は1商店街当たり200万円、複数商店街が連携して実施する場合500万円
- ▶ **本事業に参加する店舗は「感染防止対策取組書」を掲示し、また、飲食店等は「マスク飲食実施店」の認証を受けることを要件とすることで、感染防止対策を徹底する**
- ▶ **リバウンド防止措置期間終了後の10月25日から募集を開始**

## 【対象者】

- ▶ 商店街団体、商工会、商工会議所 等

## 【スケジュール】



## 【事業概要】

- ▶ 補助対象経費
  - ・プレミアム(割増)分
  - ・商品券の印刷費
- ▶ 補助率
  - ・補助対象経費の3／4以内
- ▶ 補助上限額
  - ・200万円（1商店街当たり）
  - ・500万円（複数商店街）

\* 感染状況により、県からプレミアム商品券の販売、使用等の中止を指示する場合がある

# Go To Eat 食事券事業の一部再開

(産業労働局)

## 【概要】

- Go To Eat 食事券事業は、国（農林水産省）の事業で、県内では、東武トップツアーズ株式会社が受託事業者として事業を実施
- **受託事業者は、県の意見を聞きつつ、事業を進めることとされている**

## 【経緯】

令和2年11月6日 食事券販売開始

**令和2年11月25日 食事券販売一時中断**

**令和3年1月8日 店内飲食での利用を控えるよう呼び掛け** (テイクアウト、デリバリーの利用は可)

## 【販売・利用状況 (10/15現在)】

(※ 金額は額面 (25% プレミアム込み))

販売予定 (A)	販売済 (B)	利用済 (C)	未利用 (B - C)	未販売 (A - B)
250 億円	125 億円 (予定額の約 5 割)	115 億円 (販売額の約 9 割)	10 億円	125 億円

## 【販売済み食事券の利用自粛の解除】

**リバウンド防止措置期間終了後の10/25から、店内飲食での利用自粛を解除**

「マスク飲食実施店」での利用を推奨

※ 食事券の販売再開については、感染状況や他のGo To事業の再開状況などを踏まえて、慎重に再開時期を検討していく。

# 「かながわ県民割」の再開

(国際文化観光局)

## 【概要】

- ▶ 新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地元・神奈川県の魅力を再発見する契機とするため、**県民限定で県内旅行の費用を支援**

## 【経緯】

令和2年10月1日 予約受付開始（販売対象期間 令和2年10月8日～令和3年2月28日）

**令和2年11月30日以降 新規販売停止**

**令和2年12月28日以降 12月28日以降を日程に含む旅行の既予約分の割引運用停止**

## 【予算額・執行状況】

※事務局経費を除く

R2.6月補正予算 (A)	R2.11月補正予算 (B)	R2.予算額計 (A+B)	R2.実績額 (D)	繰越額 (A+B-D)
9.5億円	10 億円	19.5 億円	4.8億円	14.6 億円

## 【今後の対応】

- ・リバウンド防止措置期間終了後の10/25から、参加事業者を募集
- ・①業界ガイドラインの遵守、②感染防止対策取組書の掲示、③マスク飲食実施店の認証などを要件とする

※ 「かながわ県民割」の再開時期や割引条件については、別途検討する。



令和2年2月26日策定  
令和2年2月28日改定  
令和2年3月11日改定  
令和2年3月24日改定  
令和2年3月26日改定  
令和2年3月30日改定  
令和2年4月6日改定  
令和2年4月7日改定  
令和2年5月5日改定  
令和2年5月25日改定  
令和2年7月9日改定  
令和2年11月20日改定  
令和3年3月18日改定  
令和3年3月24日改定  
令和3年4月16日改定  
令和3年7月30日改定  
令和3年8月17日改定  
令和3年8月26日改定  
令和3年9月9日改定  
令和3年9月28日改定  
令和3年10月20日改定

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」については、次のとおりとする。

### 1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の下、急を要しない事業の中止や見直しを徹底するとともに、全庁共通業務などの内部管理事務の改善・簡素化を進め、医療提供体制の維持、医療・福祉従事者への支援や県内経済の安定に向けて、「全庁コロナ・シフト」を継続する。

### 2 新しい生活様式の定着に向けた取組

#### (1) 職員向け対策

- 職員一人ひとりが、日常の感染予防対策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防対策に努める。
- テレワーク等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。
- オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を継続していくため、リモートによる会議の実施など、電子化・オンライン化を推進する。
- なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

#### (2) 県民利用施設（\*入所施設を除く）

個々の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底したうえで、運営する。

### (3) 県民等への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染症防止対策を実施する。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

## 3 イベント等の実施の扱い

別添資料1 「イベント等の実施の扱い」

## 4 公立学校向け対策

別添資料2 「県教育委員会における今後の教育活動等について」

## イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「3 イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等については、県民、事業者、医療・福祉従事者等の方々への支援等のために「全庁コロナ・シフト」の考え方のもと、職員を確保する観点から、次のとおりとする。

### 1 対象期間

令和4年3月31日まで

### 2 対応

#### (1) 県が主催するイベント等

「全庁コロナ・シフト」を継続するため、県が主催するイベント等は、原則、中止又は延期とする。

なお、開催する場合は、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」に基づき、イベントの開催制限を遵守するとともに、基本的な感染防止対策を徹底する。

#### (2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、基本的な感染防止対策を徹底したうえで、開催することができる。

**県教育委員会における今後の教育活動等について**  
 (令和3年10月20日現在)

## 1 公立学校における対応について

### (1) 県立学校

令和3年10月25日以降も、当面の間は、児童・生徒の安全安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら対応していく。

#### 〈高等学校、中等教育学校〉

ア 通常の教育活動を実施する。ただし、朝の時差通学を継続することとし、各学校の校長は、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定する。

イ 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

#### 〈特別支援学校〉

時差通学及び短縮授業を継続する。各学校の校長は、地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討し設定する。

#### 《県立学校における児童・生徒への対応》

##### ア 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

##### イ 学習活動について

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

##### ウ 部活動について

- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

##### エ 学校行事等について

###### ①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

###### ②文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、基本的な感染防止対策を徹底しながら実施する。

### (2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に依頼する。

## 2 県立社会教育施設における対応について

- 社会教育施設については、基本的な感染防止対策を徹底しながら次のとおり対応する。
  - ・博物館・美術館は通常開館とする。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。
  - ・図書館は、開館時間を通常に戻す。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。
- なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがある。
- この対応について、速やかに県立学校、市町村教育委員会、県立社会教育施設に通知する。

# 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定  
令和2年5月25日改定  
令和2年6月18日改定  
令和2年7月9日改定  
令和2年7月17日改定  
令和2年7月29日改定  
令和2年8月7日改定  
令和2年8月19日改定  
令和2年9月15日改定  
令和2年11月20日改定  
令和3年1月4日改定  
令和3年3月5日改定  
令和3年3月18日改定  
令和3年3月24日改定  
令和3年4月15日改定  
令和3年4月16日改定  
令和3年4月22日改定  
令和3年4月24日改定  
令和3年9月22日改定  
令和3年9月28日改定  
令和3年10月20日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、次の方針で対応する。

## 1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況やモニタリング指標の動向については、ホームページやSNSを通じて、迅速に情報提供を行う。

- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

## 2 まん延防止対策

### (1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

### (2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策を見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。また、「マスク飲食実施店」認証制度の取組を普及、促進する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を普及、促進する。

### (3) イベントの開催制限（別紙）

- 別紙「3 イベントの開催制限について」のとおりとし、具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するよう周知する。

なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

### (4) 感染拡大に向けた対応

#### ア モニタリングの実施

- 県は感染拡大に備え、早期探知のためのモニタリングを実施するとともに、（別紙）「1 ステージ判断のための指標」に基づき、感染状況のステージを総合的に判断し、各種の対策を機動的に講じる。

#### **イ 感染防止等の措置**

- 本県の感染状況を踏まえ、国の基本的対処方針や政府の分科会提言等に基づき、外出自粛や営業時間短縮等の必要な措置を行う。

#### **ウ まん延防止等重点措置の対象区域とされた際の対応**

- まん延防止等重点措置の対象となった場合は、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を定め、まん延防止等重点措置等を実施する。

#### **エ 緊急事態宣言が出された際の対応**

- 本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

#### **(5) 県機関における取組**

- 「新型コロナウィルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

### **3 サービランス・医療の提供、医療体制の維持**

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
  - ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
  - ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
  - ・スマートアンプ法の導入によるPCR検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入など、多様な検査手法の活用
  - ・抗原検査キットの活用による感染拡大防止策の推進
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
  - ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
  - ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 病床確保については、新型コロナウィルス感染症患者の急増局面や減少局面等、感染状況の変化に速やかに対応するため、感染状況を示

す全国基準である「ステージ（I～IV）」の動向を見据え、これに先行して本県で病床の拡大等を要請する段階について、「病床確保フェーズ」として設定する。

病床確保フェーズの移行については、入院患者の増加状況（減少状況）等を総合的に判断し、病床拡大の場合はステージの移行に先行して神奈川モデル認定医療機関に病床確保等の要請を行う。

なお、病床拡大を要請した場合は、3週間以内に必要な即応病床数を確保する。

- 新型コロナウイルス感染症患者の重症化防止を図るため、医学的アプローチを前倒しした新戦略を推進する。

具体的には、全世代に対しワクチン接種を積極的に推進するほか、早期に対症療法薬等を処方・投与するための早期薬剤処方指針を策定するとともに、中和抗体薬療法の投与体制を構築する。

- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C－C A T）を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。

#### 4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売り上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、暮らし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

## **5 物資・資機材の確保**

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

## **6 本部体制の充実**

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

## **7 その他**

- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

## 1 ステージ判断のための指標

以下の指標は目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、患者の増加傾向等の推移を踏まえて総合的に判断する。

ステージの指標 注1	医療提供体制等の負荷			感染の状況		
	①医療のひっ迫具合		②療養者数 注2	③P C R 陽性率	④新規 陽性者数	⑤感染経路 不明割合
	病床全体	重症者用病床				
ステージⅢの指標 注1	最大確保病床の使用率 20%以上	最大確保病床の使用率 20%以上	20人 ／10万人 以上	5%以上	15人 ／10万人 ／週 以上	50%以上
ステージⅣの指標	最大確保病床の使用率 50%以上	最大確保病床の使用率 50%以上	30人 ／10万人 以上	10%以上	25人 ／10万人 ／週 以上	50%以上

注1 ステージは、国が令和2年8月7日付け事務連絡で示したものと表す。

注2 療養者数とは入院者数及び自宅・宿泊療養者数等を合わせた数をいう。

## 2 病床確保フェーズ

	病床確保フェーズ0	病床確保フェーズ1	病床確保フェーズ2	病床確保フェーズ3	病床確保フェーズ4	病床確保フェーズ5*
新型コロナ医療体制	感染症指定医療機関等	高度医療機関、重点医療機関、協力病院 (軽症者は自宅・宿泊療養)				
確保病床数	120床	1,000床	1,300床	1,700床	2,000床	2,300床
地域医療体制	原則平時医療を継続				一部の一般医療の延期 (医療機関の裁量)	一般医療の延期 (通知に基づく)
ステージ(国定義)	ステージI	ステージII	ステージIII (病床利用率20%超)	ステージIV (病床利用率50%超)		

\*フェーズ5は災害級の状況下における緊急的対応であるため、病床確保計画上の最大確保病床数は、フェーズ4の2,000床とする。

### 3 イベントの開催制限について

時期		収容率		人数上限
令和2年 9月19日 ～	<u>イベ ント の 類型</u>	歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等	歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント等	○収容人数 10,000 人超 ⇒収容人数の 50%
		100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	○収容人数 10,000 人以下 ⇒5,000 人  (注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)
令和3年 1月8日 ～	屋内	50%以内		5,000 人
	屋外	十分な間隔 (できれば2m)		
3月22日 ～	<u>イベ ント の 類型</u>	「令和2年9月19日～」と同じ		5,000 人、又は 収容人数 50%以内 (≤10,000 人) のいずれか大きい方
4月20日 ～	<u>イベ ント の 類型</u>	「令和2年9月19日～」と同じ		5,000 人
8月2日 ～	屋内	50%以内		5,000 人
	屋外	十分な間隔 (できれば1m)		
10月1日 ～	<u>イベ ント の 類型</u>	「令和2年9月19日～」と同じ		5,000 人、又は 収容人数 50%以内 (≤10,000 人) のいずれか大きい方
11月1日 ～	<u>イベ ント の 類型</u>	「令和2年9月19日～」と同じ		5,000 人、又は 収容人数 50%以内 のいずれか大きい方

※ 具体的な条件については、国の事務連絡による。

イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。